様式第６号（第１５条関係）

その１

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年　　　月　　　日

東松島市選挙管理委員会委員長　様

申出者　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

電話番号

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　活動の内容 | 政治活動（選挙運動を含む。） |
| ２　閲覧事項の利用の目的 | （できる限り具体的に記載すること。） |
| ３　閲覧者の氏名及び住所 |  |
| ４　閲覧事項の管理の方法 | （管理体制、廃棄の方法（廃棄は使用後１か月以内に行うこと）等について具体的に記載すること。） |
| ５　閲覧対象者の範囲 |  |
| ６　閲覧日時 | 　　　年　　月 　日　 | 午前・午後　　　時　　　分から午前・午後　　　時　　　分まで |
| ※複数日にわたって閲覧する場合は、各日の閲覧申出書を提出すること。 |
| ７　閲覧者に対する事項 | （閲覧者が申出者指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） |
| 申出者が公職の候補者等であるとき |
|  | ８　立候補しようとする選挙の種類 | （現職の場合は、その職名も併せて記載すること。） |
| ９　候補者閲覧事項取扱者の指定 | 別紙申出書のとおり、公職選挙法第２８条の２第４項の規定による申出を□する　　　　　　　　□しない |
| 申出者が政党その他の政治団体であるとき |
|  | 10　政治団体閲覧事項取扱者の範囲 |  |
| 11　承認法人の申出 | 別紙申出書のとおり、公職選挙法第２８条の２第７項の規定による申出を□する　　　　　　　　□しない |
| 備考 | （添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第２条の２第１項において準用する同施行規則第３条の２第２項ただし書の規定により同項第２号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも１人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。） |

備考

１　この様式は、公職選挙法第３０条の１２において準用する同法第２８条の２第１項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式となります。

２　上記の欄９及び１１中の別添申出書の様式は、それぞれ「その２」及び「その３」の様式に準ずるものとします。

３　選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成２１年５月２６日付総行選第２９号による通知に基づく、対象者は除いております。

様式第６号（第１５条関係）

その２（名簿抄本の閲覧により知り得た事項を閲覧者以外の者（法人を含む。）に取り扱わせる必要がある場合のみ提出）

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年　　　月　　　日

東松島市選挙管理委員会委員長　様

申出者　氏名　　　　　　　　　　㊞

住所

電話番号

閲覧事項を申出書及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第３０条の１２において準用する同法第２８条の２第４項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 住　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

閲覧事項を取り扱わせる理由

備考　選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成２１年５月２６日付総行選第２９号による通知に基づく、対象者は除いております。

様式第６号（第１５条関係）

その３（名簿抄本の閲覧により知り得た事項を閲覧者以外の者（法人を含む。）に取り扱わせる必要がある場合のみ提出）

承認法人に関する申出書

年　　　月　　　日

東松島市選挙管理委員会委員長　様

申出者　政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

主たる事務所の所在地

電話番号

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第３０条の１２において準用する同法第２８条の２第７項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　法人の名称 |  |
| ２　法人の代表者の氏名 |  |
| ３　法人の主たる事務所の所在地 |  |
| ４　法人に閲覧事項を取り扱わせる事由 | （その必要性等について具体的に記載すること。） |
| ５　承認法人閲覧事項取扱者の範囲 |  |
| ６　法人における閲覧事項の管理の方法 | （管理体制、廃棄の方法（廃棄は使用後１か月以内に行うこと）等について具体的に記載すること。） |
| ７　閲覧者に関する事項 | （公職選挙法第３０条の１２において準用する同法第２８条の２第９項において読み替えて適用される同条第１項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。） |

備考　選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成２１年５月２６日付総行選第２９号による通知に基づく、

対象者は除いております。